

島原地域広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月27日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、監査委員及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限に関する特例)

第3条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「島原地域広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年島原地域広域市町村圏組合条例第1号)第3条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(島原地域広域市町村圏組合個人情報保護審査会の設置等)

第5条 法第105条第3項において準用する同条第1項及び島原地域広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年島原地域広域市町村圏組合条例第5号)第45条及び第50条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、島原地域広域市町村圏組合個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(委員)

第6条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 管理者は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関又は島原地域広域市町村圏組合議会の個人情報保護に関する条例第45条及び第50条の規定により審査会に諮問をした議会（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第6条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合個人情報の保護に関する条例の廃止)

第2条 島原地域広域市町村圏組合個人情報の保護に関する条例（平成17年島原地域広域市町村圏組合条例第2号）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の島原地域広域市町村圏組合個人情報の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項、同条第3項、第13条第

3 項及び第40条第 6 項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 2 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関の職員以外の者で旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (4) この条例の施行前において旧条例第40条第 6 項に規定する審議会の委員（専門委員を含む。）であった者

2 この条例の施行の前日に旧条例第15条第 1 項、第26条第 1 項又は第29条の 3 第 1 項の規定による請求がされた場合における旧実施機関が保有していた保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 第 1 項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後にみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用したときは、1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 附則第 2 条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（島原地域広域市町村圏組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 4 条 島原地域広域市町村圏組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「個人情報保護審議会委員」を「個人情報保護審査会委員」に改める。